

大阪府難病患者等ホームヘルパー養成研修事業者指定要綱 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1章 総則 (目的)</p> <p>第1条 「療養生活環境整備事業について」(平成 27 年 3 月 30 日健発 0330 第 14 号厚生労働省健康・生活衛生局長通知)の別紙「療養生活環境整備事業実施要綱」(以下「国実施要綱」という。)第3の(4)の⑥の規定による難病患者等ホームヘルパー養成研修事業者(以下「事業者」という。)としての指定については、国実施要綱に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(研修の課程及び内容等)</p> <p>第3条</p> <p>1 (略)</p> <p><u>2 研修は、講義により行うものとする。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>第2章 事業者の指定等 第4条 (略)</p> <p>(指定の要件等)</p> <p>第5条 知事は、申請者が次に掲げる各号の要件のすべてを満たすときに限り、事業者として指定する。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 研修事業の安定的、継続的運営に必要な財政基盤を有するものであること。</u></p> <p>(3) 研修事業の経理と他の事業の経理が明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支状況を明らかにする書類が整備されていること。</p> <p>(4) 研修事業の趣旨及び内容を十分に理解し、<u>責任をもって大阪府内で適正かつ円滑に研修事業を実施できる事務処理能力及び</u>体制を有していること。</p> <p>(5) 研修事業が、大阪府内(指定都市を除く。)で実施されること。</p> <p>(6) <u>研修を適正に運営する能力を有した人員を配置し、研修事業を統括する体制を整えた、</u>研修事業に係る事務等を行うための事業所が大阪府内に設置されていること。</p> <p>(7) 毎事業年度<u>(4月1日から翌年3月31日まで)</u>ごとに1回以上、<u>継続的に</u>研修が実施でき、かつ自らが補講を実施できる体制を整えていること。</p> <p>(8) 直近1事業年度以上の活動実績を有し、かつ、その活動実績を証明する証拠書類の提出が可能なこと。</p> <p>(9) 各科目を担当する適切な講師が必要な人数確保されていること。</p> <p>(10) 講義を実施するために必要な広さの場所が確保されていること。</p> <p>(11) 学則を定めていること。</p> <p><u>(12) 別表に掲げる項目の情報を開示するよう努めること。</u></p> <p>(13) 前各号に定めるもののほか、第21条に規定する別に定める基準を満たしていること。</p> <p>2 知事は、前項の規定にかかわらず、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項に規定する指定を行わない。</p> <p>(1) 介護保険法(平成9年法律第123号。<u>以下「介護保険法」という。</u>)若しくは介護保険法施行令(平成10年政令第412号。<u>以下、「介護保険法施行令」という。</u>)第35条の2に定める法律罰金</p>	<p>第1章 総則 (目的)</p> <p>第1条 「難病特別対策推進事業について」(平成 10 年 4 月 9 日健医発第 635 号厚生省保健医療局長通知)の別紙「難病特別対策推進事業実施要綱」(以下「国実施要綱」という。)第8の4の(6)の規定による難病患者等ホームヘルパー養成研修事業者(以下「事業者」という。)としての指定については、国実施要綱及び「<u>難病患者等ホームヘルパー養成研修事業の運営について</u>」(平成 18 年 3 月 28 日健疾発第 0328004 号厚生労働省健康局疾病対策課長通知)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(研修の課程及び内容等)</p> <p>第3条</p> <p>1 (略)</p> <p><u>2 (略)</u></p> <p>第2章 事業者の指定等 第4条 (略)</p> <p>(指定の要件等)</p> <p>第5条 知事は、申請者が次に掲げる各号の要件のすべてを満たすときに限り、事業者として指定する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 研修事業の経理と他の事業の経理が明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支状況を明らかにする書類が整備されていること。</p> <p>(3) 研修事業の趣旨及び内容を十分に理解し、適正かつ円滑に実施できる体制を有していること。</p> <p>(4) 研修事業が、大阪府内(指定都市を除く。)で実施されること。</p> <p>(5) 研修事業に係る事務等を行うための事業所が大阪府内に設置されていること。</p> <p>(6) 毎事業年度ごとに1回以上研修が実施でき、かつ自らが補講を実施できる体制を整えていること。</p> <p>(7) 直近1事業年度以上の活動実績を有し、かつ、その活動実績を証明する証拠書類の提出が可能なこと。</p> <p>(8) 各科目を担当する適切な講師が必要な人数確保されていること。</p> <p>(9) 講義を実施するために必要な広さの場所が確保されていること。</p> <p>(10) 学則を定めていること。</p> <p>(11) 前各号に定めるもののほか、第21条に規定する別に定める基準を満たしていること。</p> <p>2 知事は、前項の規定にかかわらず、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項に規定する指定を行わない。</p> <p>(1) 介護保険法(平成9年法律第123号)若しくは介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第35条の2に定める法律罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくな</p>

大阪府難病患者等ホームヘルパー養成研修事業者指定要綱 新旧対照表

改正後	改正前
<p>の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。</p> <p>(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「<u>障害者総合支援法</u>」という。）、<u>改正前の障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者自立支援法</u>」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号）第 22 条又は<u>改正前の障害者自立支援法施行令（平成 18 年政令第 10 号）第 22 条</u>に定める法律により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。</p> <p>(3) から (4) (略)</p> <p>(5) 大阪府知事又は他の都道府県知事により、次のいずれかの研修事業者としての指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。</p> <p>イ から ロ (略)</p> <p>ハ <u>介護保険法施行令</u>に基づき指定を受けた介護員養成研修事業者</p> <p>ニ <u>大阪府移動支援従業者養成研修実施要綱に基づき指定を受けた移動支援従業者養成研修事業者</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) <u>障害者総合支援法</u>又は障害者自立支援法に基づき、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定相談支援事業者、指定自立支援医療機関としての指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) 前各号に掲げる場合のほか、申請者が、<u>難病患者等ホームヘルパー養成研修等</u>又は介護サービス等の事業において、基準違反に関する改善勧告、改善命令その他行政処分を受け、その内容についての改善がなされていない者であるとき。</p> <p>(10) 申請者の代表者が、次のいずれかに該当する者であるとき。</p> <p>イ <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>ロ 第 1 号<u>又は</u>第 2 号に該当する者</p> <p>ハ から ニ (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>(指定申請の手続き)</p> <p>第 6 条 申請者は、次に掲げる事項を記載した書類を、当該研修事業における研修を開始する 90 日前までに、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) から (2) (略)</p> <p><u>(3) 課程</u></p> <p><u>(4) 研修事業を実施する府内の主たる事業所の所在地</u></p> <p><u>(5) 研修開始予定年月日</u></p> <p><u>(6) 情報の開示をしている場合、情報開示を行うホームページのアドレス</u></p> <p>2 前項の申請の際には次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 資産の状況を示す書類及び法人概要がわかる書類</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ <u>法人を所管する法令に基づく事業報告書等</u></p> <p>ハ <u>法人案内冊子</u></p> <p>ニ (略)</p> <p>ホ <u>研修事業運営体制報告書</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 履歴事項全部証明書の原本</p> <p>(4) 第 5 条第 2 項各号に該当しない旨の誓約書、暴力団等に関する要件確認申立書及び審査情報（審査情報は、紙媒体及び<u>電磁的記録</u>を提出すること。）</p>	<p>るまでの者であるとき。</p> <p>(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）<u>及び</u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号）第 22 条に定める法律により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。</p> <p>(3) から (4) (略)</p> <p>(5) 大阪府知事又は他の都道府県知事により、次のいずれかの研修事業者としての指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。</p> <p>イ から ロ (略)</p> <p>ハ <u>「介護保険法施行令」（平成 10 年政令第 412 号）</u>に基づき指定を受けた介護員養成研修事業者</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）</u>又は<u>改正前の障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）</u>に基づき、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定相談支援事業者、指定自立支援医療機関としての指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) 前各号に掲げる場合のほか、申請者が、<u>介護員養成研修等</u>又は介護サービス等の事業において、基準違反に関する改善勧告、改善命令その他行政処分を受け、その内容についての改善がなされていない者であるとき。</p> <p>(10) 申請者の代表者が、次のいずれかに該当する者であるとき。</p> <p>イ <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>ロ 第 1 号<u>及び</u>第 2 号に該当する者</p> <p>ハ から ニ (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>(指定申請の手続き)</p> <p>第 6 条 申請者は、次に掲げる事項を記載した書類を、当該研修事業における研修を開始する 90 日前までに、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) から (2) (略)</p> <p><u>(3) 研修事業を実施する府内の主たる事業所の所在地</u></p> <p><u>(4) 研修開始予定年月日</u></p> <p>2 前項の申請の際には次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 資産の状況を示す書類及び法人概要がわかる書類</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ <u>会社法に係る事業報告書</u></p> <p>ハ <u>会社案内冊子</u></p> <p>ニ (略)</p> <p>ホ <u>研修事業運営体制報告書</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 履歴事項全部証明書の原本 <u>（法人の場合）</u></p> <p>(4) 第 5 条第 2 項各号に該当しない旨の誓約書、暴力団等に関する要件確認申立書及び審査情報（審査情報は、紙媒体及び<u>磁気媒体</u>を提出すること。）</p>

大阪府難病患者等ホームヘルパー養成研修事業者指定要綱 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(5) から (12) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(課程の追加の手続き) 第6条の2 1 (略) 2 前項の申請の際には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 (1) 第6条第2項 <u>(1) ホ及び (7)</u> から (12) までに掲げる書類 3 から 4 (略)</p> <p>第3章 研修事業の実施 (年間実施計画の届出) 第7条 1 (略) <u>2 事業者は、前項による届出の際には、履歴事項全部証明書の原本もしくは写しを添付しなければならない。</u> <u>3 事業者は、年間実施計画に基づき研修を実施しなければならない。</u> <u>4 事業者は、第1項又は第6条第3項第1号若しくは第6条の2第3項第1号の規定により届け出た年間実施計画に変更が生じた場合は、速やかに変更後の計画を知事に提出しなければならない。</u></p> <p>第8条 から 第10条 (略)</p> <p>(休止及び再開届) 第11条 事業者は、第7条第1項又は第<u>4</u>項の規定による年間実施計画を届け出る際に、当該年度における研修事業を実施しないことが明らかな場合は、年間休止届を知事に提出しなければならない。 2 前項に<u>規定する届出がなく研修が実施されていない</u>期間が2ヶ年度にわたる場合は、第15条第1項に規定する届出があったものとみなす。 なお、2ヶ年度とは、<u>2事業年度分</u> (4月1日から翌<u>々</u>年3月31日まで) の<u>期間</u>をいう。 <u>3 事業者は、休止した研修事業を再開する場合には、第7条第1項に規定する年間実施計画及び第8条第1項に規定する開講届を提出しなければならない。</u> なお、<u>第1項の規定により届け出た期間が2ヶ年度にわたる場合は、再開届、</u>第6条第2項に規定する書類を併せて提出しなければならない。</p> <p>第12条 から 第14条 (略)</p> <p>第4章 研修事業の廃止 (廃止届) 第15条 1 事業者は、研修事業の<u>全て又は一部の課程</u>を廃止しようとする場合には、廃止する日の10日前までに、廃止届を知事に提出しなければならない。 2 知事は、<u>第7条第1項に規定する年間実施計画又は第11条第1項に規定する年間休止届の提出がなく</u></p>	<p>(5) から (12) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(課程の追加の手続き) 第6条の2 1 (略) 2 前項の申請の際には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 (1) 第6条第2項 <u>(6)</u> から (12) までに掲げる書類 3 から 4 (略)</p> <p>第3章 研修事業の実施 (年間実施計画の届出等) 第7条 1 (略) <u>2 事業者は、年間実施計画に基づき研修を実施しなければならない。</u> <u>3 事業者は、第1項又は第6条第3項第1号若しくは第6条の2第3項第1号の規定により届け出た年間実施計画に変更が生じた場合は、速やかに変更後の計画を知事に提出しなければならない。</u></p> <p>第8条 から 第10条 (略)</p> <p>(休止及び再開届) 第11条 事業者は、第7条第1項又は第<u>3</u>項による年間実施計画を届け出る際に、当該年度における研修事業を実施しないことが明らかな場合は、年間休止届を<u>同時に</u>知事に提出しなければならない。 2 前項の<u>年間休止届の期間 (現に研修を実施していない実質的に休止状態のものを含む。)</u>が2ヶ年度にわたる場合は、第15条第1項に規定する届出があったものとみなすことができるものとする。 なお、2ヶ年度に<u>わたる場合</u>とは、<u>1事業年度</u> (4月1日から翌年3月31日まで) の<u>休止を2年連続で行った場合</u>をいう。 <u>2 事業者は、休止した研修事業を再開する場合には、第7条第1項に規定する年間実施計画及び第8条第1項に規定する開講届を提出しなければならない。</u> なお、<u>前項に該当する事業者は、</u>第6条第2項に規定する書類を併せて提出しなければならない。</p> <p>第12条 から 第14条 (略)</p> <p>第4章 研修事業の廃止 (廃止届) 第15条 1 事業者は、研修事業を廃止しようとする場合には、廃止する日の10日前までに、廃止届を知事に提出しなければならない。 2 知事は、<u>事業者が2ヶ年度にわたって研修を実施しなかった場合又は年間実施計画を届け出なかった</u></p>

大阪府難病患者等ホームヘルパー養成研修事業者指定要綱 新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>研修が2ヶ年度にわたり実施されていない</u>場合には、前項に定める廃止の届出があったものとみなす。</p> <p>3 (略)</p> <p>第5章 調査及び指導 第16条 から 第17条 (略)</p> <p>(指定の取消し等) 第18条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該事業者に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。 (1) から (9) (略) (10) 第5条第2項<u>各号のいずれか</u>の要件に該当したとき。 (11) (略)</p> <p><u>2 知事は、前項の規定による処分を行ったときは、その旨を公表するものとする。</u></p> <p>第19条 (略)</p> <p>第6章 (略)</p> <p>附 則 (施行期日等) この要綱は、平成18年11月29日から施行する。ただし、第4条から第10条まで、第13条、第16条から第18条及び第20条に掲げる規定については、平成18年12月1日以降に実施する研修から、第11条及び第15条第2項の規定については、平成19年4月1日以降に実施する研修事業から適用する。 (経過措置) 1 この要綱の施行において、前号のただし書きが適用されるまでの間、事業者としての指定及び休廃止に必要な手続きや研修事業の実施に関する変更や実績報告の手続きについては、なお従前の例による。 2 平成18年12月1日以降に実施する研修事業のうち、この要綱の施行前に、旧要綱に基づく難病患者等ホームヘルパー養成研修事業者指定申請書、難病患者等ホームヘルパー養成研修事業変更承認申請書又は難病患者等ホームヘルパー養成研修事業変更届出書により、すでに知事にカリキュラムの提出を行った研修については、第8条第1項に規定する届出があったものとみなす。 3 第5条第2項の規定は、この要綱の施行日前にした行為によりこれらの規定に規定する刑に処せられた者若しくは処分を受けた者又は施行日前にこれらの規定に規定する行為を行った者については適用せず、なお従前の例による。</p> <p>附 則 (施行期日等) この要綱は平成19年3月1日から施行する。 (経過措置) 第5条第2項の規定は、この要綱の施行日前にした行為によりこれらの規定に規定する刑に処せられた者若しくは処分を受けた者又は施行日前にこれらの規定に規定する行為を行った者については適用せず、なお従前の例による。</p> <p>附 則 (施行期日)</p>	<p>場合には、前項に定める廃止の届出があったものとみなす<u>ことができる</u>。</p> <p>3 (略)</p> <p>第5章 調査及び指導 第16条 から 第17条 (略)</p> <p>(指定の取消し等) 第18条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該事業者に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。 (1) から (9) (略) (10) 第5条第2項<u>第10号</u>の要件に該当したとき。 (11) (略)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>第6章 (略)</p> <p>附 則 (施行期日等) この要綱は、平成18年11月29日から施行する。ただし、第4条から第10条まで、第13条、第16条から第18条及び第20条に掲げる規定については、平成18年12月1日以降に実施する研修から、第11条及び第15条第2項の規定については、平成19年4月1日以降に実施する研修事業から適用する。 (経過措置) 1 この要綱の施行において、前号のただし書きが適用されるまでの間、事業者としての指定及び休廃止に必要な手続きや研修事業の実施に関する変更や実績報告の手続きについては、なお従前の例による。 2 平成18年12月1日以降に実施する研修事業のうち、この要綱の施行前に、旧要綱に基づく難病患者等ホームヘルパー養成研修事業者指定申請書、難病患者等ホームヘルパー養成研修事業変更承認申請書又は難病患者等ホームヘルパー養成研修事業変更届出書により、すでに知事にカリキュラムの提出を行った研修については、第8条第1項に規定する届出があったものとみなす。 3 第5条第2項の規定は、この要綱の施行日前にした行為によりこれらの規定に規定する刑に処せられた者若しくは処分を受けた者又は施行日前にこれらの規定に規定する行為を行った者については適用せず、なお従前の例による。</p> <p>附 則 (施行期日等) この要綱は平成19年3月1日から施行する。 (経過措置) 第5条第2項の規定は、この要綱の施行日前にした行為によりこれらの規定に規定する刑に処せられた者若しくは処分を受けた者又は施行日前にこれらの規定に規定する行為を行った者については適用せず、なお従前の例による。</p> <p>附 則 (施行期日)</p>

大阪府難病患者等ホームヘルパー養成研修事業者指定要綱 新旧対照表

改正後	改正前														
<p>この要綱は、平成19年8月1日から施行する。</p> <p>附則 (施行期日) この要綱は、平成23年12月15日から施行する。</p> <p>附則 (施行期日) この要綱は、令和元年7月30日から施行する。</p> <p>附則 (施行期日) この要綱は、令和3年6月1日から施行する。</p> <p><u>附則 (施行期日)</u> <u>この要綱は、令和8年3月25日から施行する。ただし、第5条第2項第10号イについては、令和7年6月1日から適用する。</u></p> <p>別記様式 (略)</p> <p>別表 研修機関が公表する<u>る</u>情報の内訳 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">情報の種類</th> <th style="width: 70%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	情報の種類	内 容	(略)		(略)		<p>この要綱は、平成19年8月1日から施行する。</p> <p>附則 (施行期日) この要綱は、平成23年12月15日から施行する。</p> <p>附則 (施行期日) この要綱は、令和元年7月30日から施行する。</p> <p>附則 (施行期日) この要綱は、令和3年6月1日から施行する。</p> <p>別記様式 (略)</p> <p>別表 研修機関が公表す<u>べき</u>情報の内訳 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">情報の種類</th> <th style="width: 70%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>実習施設 (実習を行う場合)</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>協力実習機関の名称・住所等</u>☆ ○ <u>協力実習機関の障がい福祉サービス事業の概要</u>☆ ○ <u>協力実習機関の実習担当者名</u> ○ <u>実習プログラム内容、プログラムの特色</u> ○ <u>実習中の指導体制・内容(振り返り、実習指導等)</u> ○ <u>実習担当者の略歴、資格、メッセージ等</u> ○ <u>協力実習機関における延べ実習数</u> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	情報の種類	内 容	(略)		<u>実習施設 (実習を行う場合)</u>	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>協力実習機関の名称・住所等</u>☆ ○ <u>協力実習機関の障がい福祉サービス事業の概要</u>☆ ○ <u>協力実習機関の実習担当者名</u> ○ <u>実習プログラム内容、プログラムの特色</u> ○ <u>実習中の指導体制・内容(振り返り、実習指導等)</u> ○ <u>実習担当者の略歴、資格、メッセージ等</u> ○ <u>協力実習機関における延べ実習数</u> 	(略)	
情報の種類	内 容														
(略)															
(略)															
情報の種類	内 容														
(略)															
<u>実習施設 (実習を行う場合)</u>	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>協力実習機関の名称・住所等</u>☆ ○ <u>協力実習機関の障がい福祉サービス事業の概要</u>☆ ○ <u>協力実習機関の実習担当者名</u> ○ <u>実習プログラム内容、プログラムの特色</u> ○ <u>実習中の指導体制・内容(振り返り、実習指導等)</u> ○ <u>実習担当者の略歴、資格、メッセージ等</u> ○ <u>協力実習機関における延べ実習数</u> 														
(略)															